

茨木市総合保健福祉計画(第3次)

— 分野別計画 —



障害者計画(第5次)

障害福祉計画(第7期)

障害児福祉計画(第3期)



概要版

令和6年(2024年)3月
茨木市

茨木市総合保健福祉計画(第3次)の概要

■ 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、市民福祉の向上を、より効率的・効果的に図ることを目的として、平成24年(2012年)3月に策定したものです。平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの第1次、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの第2次、それぞれ6年間を計画期間として、これまで各施策を推進してきました。

前計画の策定以降、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したほか、8050問題[※]、ダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]など、複雑化・複合化した課題が増加しています。加えて、社会環境の変化による地域とのつながりの希薄化や孤立化・孤独化も更に進んでいます。

前計画では、こういった課題にも対応できる包括的な支援体制を実現するため、「地区保健福祉センター[※]」の整備を進めたほか、分野別計画すべてにおいて、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施し、総合的・包括的に保健福祉施策を推進してきました。

国においては、地域共生社会[※]の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、令和2年(2020年)に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業[※]」の考え方を示し、その趣旨を踏まえた体制の構築を求めています。

茨木市総合保健福祉計画(第3次)では、これらの考え方を踏まえるとともに、包括的な支援体制を推進するという前計画の取組を継承し、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」をめざすものです。

■ 計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合保健福祉計画	(第2次)	(第3次)					
地域福祉計画	(第3次)	(第4次)					
高齢者保健福祉計画	(第8・9次)	(第10次)		(第11次)			
介護保険事業計画	(第7・8期)	(第9期)		(第10期)			
障害者計画	(第4次)	(第5次)					
障害福祉計画	(第5・6期)	(第7期)		(第8期)			
障害児福祉計画	(第1・2期)	(第3期)		(第4期)			
いのち支える自殺対策計画	(第1次)*	(第2次)					
健康いばらき21・食育推進計画	(第3次)	(第4次)					

*計画期間は、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)まで

※8050問題:

ひきこもりの長期化、高齢化に伴い「80歳の親と50歳のこどもの組み合わせによる困窮、孤立」に例示される、高齢の親と同居する無職やひきこもりのこどもが抱える生活問題。

※ダブルケア:

介護と育児に同時に直面する世帯。

※ヤングケアラー:

本来大人が担うと想定されているような家事や、障害や病気のある家族、幼いきょうだいのケアなどを日常的に行っているこどものこと。

※地区保健福祉センター:

属性や世代を問わない包括的な相談支援体制と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸、健康格差の解消、支援を必要とする方の早期発見・早期対応をめざし、市内の圏域ごとに整備している拠点。

※地域共生社会:

こども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

※重層的支援体制整備事業:

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

計画の位置付け

総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画*」を上位計画として、法令等に基づく「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「いのち支える自殺対策計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の5分野の計画を包含した保健福祉の分野における総合的な計画です。

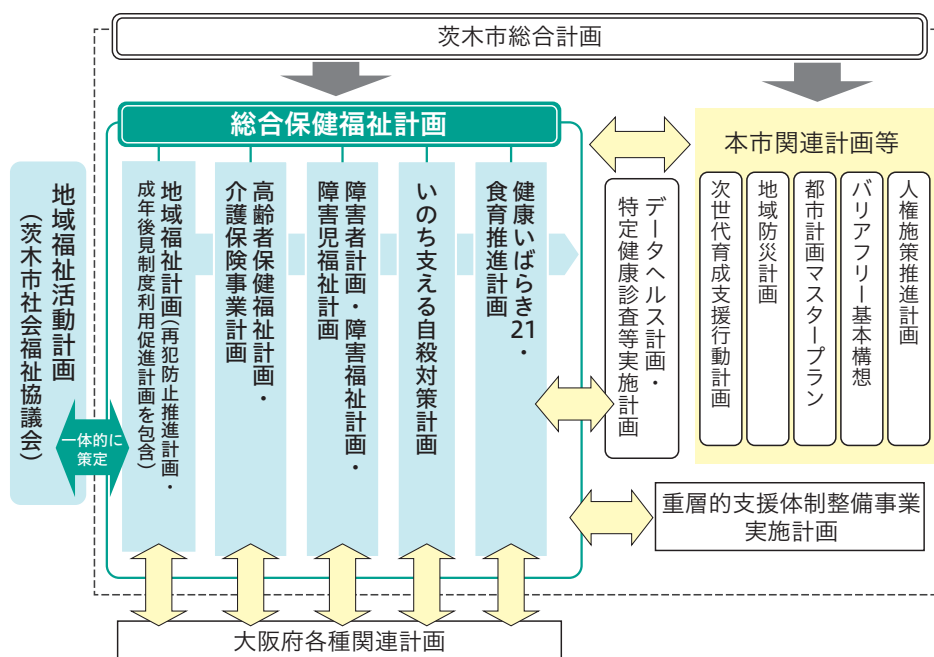
社会福祉法により、地域福祉計画の位置付けとして規定されている横断的な体制整備については、総合保健福祉計画部分に含めるものとします。新たに位置付けられた「重層的支援体制整備事業」については、その具体的な実施方法について、別途「重層的支援体制整備事業実施計画」を定め、適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

「地域福祉計画」については、「再犯防止推進計画」「成年後見制度*利用促進計画」を包含するものとし、また、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。

「健康いばらき21・食育推進計画」については、「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画*)・特定健康診査等実施計画*」との整合性を図り策定しています。

大阪府の各種関連計画をはじめ、本市の「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■各計画の位置付け・関連性



*「茨木市総合計画」は、令和6年度(2024年度)までを第5次、令和7年度(2025年度)からの10年間を第6次とする予定であり、本計画と開始時期が異なります。次期総合計画は本計画の内容を踏まえて策定いたしますが、令和8年度(2026年度)に本計画の中間見直しを行う際に、改めて総合計画との整合性について確認するものとします。

※成年後見制度：

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上保護(介護施設への入退所等)についての契約や遺産分配などの法律行為を保護し、支援する制度。家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

※データヘルス計画：

被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的に、各保険者が策定するレセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画。

※特定健康診査等実施計画：

医療費の適正化、生活習慣病の予防徹底を実現し、生涯にわたって生活の質の維持・向上を図るため、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する計画。

理念・基本目標・施策体系

理念

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり
 持続可能な包括的支援体制の実現とともに

基本目標

◆各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

◆市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能^{*}な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携を推進します。

基本目標 2

健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。

基本目標 3

憩える 参加できる 活躍できる

◆一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

基本目標 5

情報を活かして、安全・安心に暮らせる

◆情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標 6

持続可能な社会保障を推進する

◆社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生)について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員^{**}活動の推進
- ◎更生保護の推進
(再犯防止推進計画)

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

- ◎権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ◎成年後見制度利用の推進
- ◎担い手の育成・活動の推進
(成年後見制度利用促進計画)

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実
- ◎地域防犯活動の充実

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

※持続可能:

「誰一人取り残さない」という包括的な視点や仕組みを有し、将来世代のニーズを損なうことなく現代世代のニーズを満たすことができるような強靱な社会の状態をいう。

※民生委員・児童委員:

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティア。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行う。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務している。

※地域包括支援センター:

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	いのち支える 自殺対策計画	健康いばらき21・ 食育推進計画
<ul style="list-style-type: none"> ◎地域包括支援センター[*]の運営 ◎生活支援体制整備の推進 ◎認知症施策の推進 ◎在宅療養の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎持続可能な地域共生社会に向けたネットワークの整理・再編、多様な担い手の参画促進 ◎交流を通じての相互理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会的な取組で自殺対策を推進する ◎関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働[*]を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進 ◎一般介護予防事業の推進 ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域での包括的な相談支援体制の構築 ◎医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民のこころの健康づくりを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣の改善 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防
<ul style="list-style-type: none"> ◎地域活動・社会参加の促進 ◎身近な「居場所」の整備 ◎世代間交流の取組 ◎高齢者の「働く場」の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ◎就労でき、働きつづけられる環境の充実、工賃の向上 ◎文化芸術・スポーツ等の活動を通じた社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎自殺対策に関わる人材の育成を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎自然に健康になれる環境づくり ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者差別解消の推進 ◎虐待防止対策等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎こども・若者の自殺対策を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ライフコースアプローチ[*]を踏まえた健康づくり
<ul style="list-style-type: none"> ◎災害・感染症発生時の備え ◎情報公表制度の推進 ◎安心して暮らせる環境の充実 ◎高齢者の居住の安定に係る施策 ◎高齢者が安心して暮らせるためのICT[*]の活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報アクセシビリティ[*]・コミュニケーション施策の推進 ◎防災の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域レベルの実践的な取組を推進する ◎市民一人ひとりの気付きと見守りを促す 	<ul style="list-style-type: none"> ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護保険制度の適正・円滑な運営 ◎介護給付適正化事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者制度の適正運営 ◎持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成 ◎市立障害者施設のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神保健医療サービスを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣の改善【再掲】 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防【再掲】 ◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【再掲】

※協働：
地域団体や行政など異なる組織が、共通の目的を達成するため、対等な関係を結び、それぞれの得意分野をいかにしながら、課題の解決に向けて連携・協力すること。

※ライフコースアプローチ：
「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」とは、乳幼児期、青年期、壮年期等といった各ライフステージのみに着目した健康づくりに取り組むのではなく、人は切れ目なく生きていることから、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的にとらえ、どのような軌跡をたどってきたのかという観点から、将来の疾病発症やリスクの予防を図るという考え方のこと。

※ICT: Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

※情報アクセシビリティ: 年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■ 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、包括的な支援体制を引き続き推進します。

前計画で整備を進めてきた地区保健福祉センターの機能の充実を図り、地域における協働を推進するとともに、令和2年度(2020年度)の社会福祉法の改正により示された「重層的支援体制整備事業」について、地区保健福祉センターを基盤として各事業を展開し、住民自らが主体的な活動等の場において課題解決できる地域づくりをめざします。

(1) 地域での生活や活動を後押しし、協働を推進(地区保健福祉センター)

地区保健福祉センターは、身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けて支援します。

所長、保健師、生活支援コーディネーター※、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※、障害者相談支援センター※、アウトリーチ※支援員、社会福祉協議会など、多機関・多職種で協働し、「相談支援」「健康づくり・介護予防」「地域づくり」「社会参加」といった地域での生活や活動など、様々な取組をバックアップすることで、地域における協働を推進します。

■ 地区保健福祉センターのイメージ

子ども・子育て世代・働く世代・障害者・高齢者、すべての人が支え合い安心して暮らせる地域へ



※生活支援コーディネーター:

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチング)を果たす者。本市では、市域全体を担当する第1層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域内を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置している。

※コミュニティソーシャルワーカー(CSW):

社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要介護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職。

※障害者相談支援センター:

全ての市町村で実施される障害者相談支援事業。障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な支援を行う。市町村の責務で行われ、茨木市では、指定特定相談支援事業者に委託して実施している。

※アウトリーチ:

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

地区保健福祉センターでは、主に以下の3点を重視した取組を行います。

①保健機能(保健と福祉の連携)

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健(検)診*の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組めます。

②専門相談支援機能(専門職による包括的なチーム支援)

地区保健福祉センターは、そのエリアを担当する専門相談支援機関(地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター*、障害者相談支援センター)と連携し、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できるように効率的・効果的で持続可能な体制を確保します。

また、引き続き地域での見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、自ら支援につながる事が難しい方などに対しては、つながり続けるために生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぴ 茨木』)等の専門職がアウトリーチにより、本人との関係性を構築し、課題解決に向けた支援や、伴走型の支援*を行います。

③住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士が共に支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、福祉分野の関係機関だけではなく、学校や医療機関、商店、地域の様々な活動や機関と連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

(2)「重層的支援体制整備事業」の実施

制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、人と人、人と資源がつながることで地域住民の暮らしや生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現する具体的な手段として「重層的支援体制整備事業」を実施します。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」は、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを柱としています。これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

本市では、前計画から整備を進めてきた地区保健福祉センターを多機関協働による支援に位置付け、既存の介護・障害・こども・生活困窮の相談体制で受け止めた複雑化・複合化したニーズを、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援を活用し、各支援機関や地域住民等と協力・協働して包括的な支援体制が取れるように事業を展開します。また、事業の実施に当たり、健康、農業、教育など福祉分野に限らず、様々な分野と連携した取組を進めます。

具体的な実施方法については、「茨木市重層的支援体制整備事業実施計画」を別途定め、進捗状況に応じて適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

※健(検)診:

市が実施している特定健康診査や若年健康診査、がん検診などのこと。

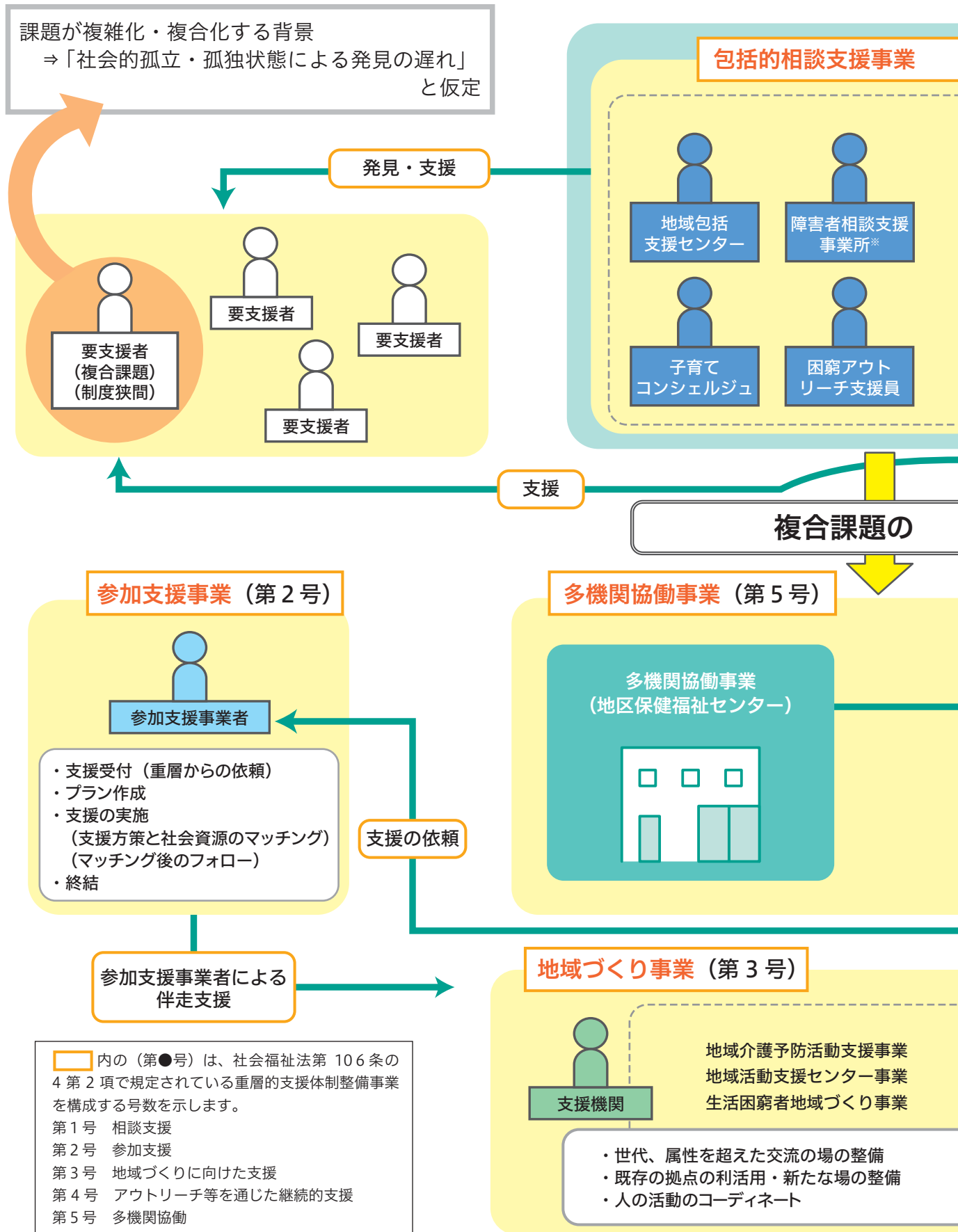
※いきいきネット相談支援センター:

地域の相談員であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置している。

※伴走型の支援:

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。支援の機能としては、必ずしも課題解決を目的とはしておらず、「課題解決型支援」とともに「支援の両輪」として一体的に行われることが求められる。

■重層的支援体制整備事業の全体イメージ



▲図中に表記している支援機関や地域住民、団体の活動等がその枠内に留まることを示しているのではなく、必要な支援の状況等によって、活動の場が変わることがあります。

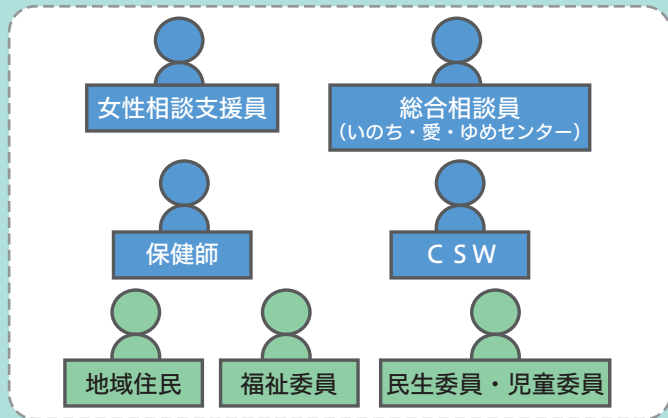
断らない相談支援

(第1号)

(重層事業を構成する4分野)
 地域包括支援センターの運営
 障害者相談支援事業
 利用者支援事業※
 生活困窮者自立相談支援事業

- ・各事業の実施
- ・多機関協働事業者へのつなぎ
- ・重層的支援会議の参加
- ・多機関協働事業による支援が行われている際の連携
- ・多機関協働事業終了後のつなぎ戻し

その他関連事業（一例）



地域において、活動上や住民からの相談などにより、要支援者となる方の情報を受けることがあるため、支援会議等にも必要に応じて関わることがあります。

支援依頼（つなぎ戻し）

地区保健福祉センター所長
 (調整者)

主催・運営

支援会議又は重層的支援会議

- ・課題の解きほぐし、役割分担
- ・相談受付
- ・アセスメント※
- ・終結の判断

支援の依頼

アウトリーチ等を通じた
 継続的支援事業
 (第4号)

重層アウトリーチ支援員

- ・要支援者の把握
- ・支援者との関係性構築
- ・家庭訪問、同行支援
- ・プラン作成

ポイント

- ①チーム支援
- ②伴走型支援によるオーダーメイドの支援
- ③「社会的孤立・孤独の解消」に向けた地域へのつなぎ戻し
- ④「発見」から「地域へのつなぎ戻し」までの一体的実施

※障害者相談支援事業所:

相談支援専門員が電話・面接・訪問などにより、障害者及びその家族の様々な相談を受け、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介、療育相談などを行う機関。指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・障害者相談支援センターをまとめて呼ぶ場合の呼称。

※利用者支援事業:

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように必要な支援を行う事業。

※アセスメント:

利用者や家庭の情報、環境などの利用者の状況を把握し、日常生活の評価から希望する生活や課題等を把握すること。

生活支援体制整備事業
 地域子育て支援事業
 その他関連事業

地域住民等

- ・支援の展開
- ・人がつながり、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定、展開

茨木市障害者計画(第5次) 茨木市障害福祉計画(第7期) 茨木市障害児福祉計画(第3期)の概要

■ 策定の趣旨

本計画は、障害者基本法に定める障害者計画(第5次)、障害者総合支援法に定める障害福祉計画(第7期)、児童福祉法に定める障害児福祉計画(第3期)から構成されます。

障害者計画は、国の基本計画、大阪府の障がい者計画に即して、本市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施を行うための計画」です。

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害児通所支援及び障害児相談支援*の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。

国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第5次)」、令和5年(2023年)に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定しており、障害者権利条約との関係においては令和4年(2022年)9月に採択・公表された障害者権利委員会による総括所見を踏まえるなど、直近の情勢を反映させたものとなっています。

大阪府においては、国の基本計画等を踏まえ、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体化した「第5次大阪府障がい者計画」を策定するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が障害福祉計画を作成するに当たっての技術的な助言及び大阪府の基本的な考え方を示す等の趣旨から「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を示しています。

なお、障害者計画の策定に当たっては、障害者基本法等の根拠法令に加え、令和4年(2022年)に新たに施行された、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)を始めとする関係法令の目的、理念に則るとともに、国、大阪府の計画、指針等と整合性を図り策定します。また、次世代育成支援行動計画等の庁内関連計画と調和を図り、本市のこれまでの取組、課題などの実情を踏まえ、施策を実施します。

※障害児相談支援:

障害児の心身の状況等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容を定めた障害児支援利用計画(以下「計画」という。)案の作成、給付決定後の計画の作成、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう一定の期間ごとの利用状況の検証等による計画の見直し及び関係者との連絡調整等を行う支援。

■障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくり

本市では、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成30年(2018年)3月(同年4月施行)に制定しました。

本条例は、障害者にかかる関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりを推進し、地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的としています。

障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、本条例の趣旨や方向性等を踏まえて策定するとともに、本条例に基づいた施策等の実施により、総合保健福祉計画の理念を実現するため、本市、市民及び市民活動団体、事業者が互いに協力して、取組を推進します。

【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例】

【条例の目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的とする。



■主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策(1)すべての人が支え合う地域共生社会への取組

人口減少社会において持続可能な地域共生社会をめざすためには、「みんなを主役」とし、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いにつながり支えられる仕組みを構築することが必要です。本市では、これまでから関係機関、地域住民、障害当事者等との協働による様々なネットワークを構築し運営してきましたが、活動が充実する一方で、その担い手となる関係機関等の負担は増しています。

今後は、人口減少社会が進行する中においても多様な担い手の参画を促し、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする必要があります。各ネットワークが重層的に補完し合い、多様化・複雑化する生活課題へ対応する支援体制をめざすことと併せ、機能の重複や、担い手の負担を軽減し、効率的かつ効果的に機能する仕組みとする必要があります。

主な取組

- ①地域共生社会の実現へ向けた市民一人ひとりの取組
- ②障害者を支えるボランティアなどの担い手の充実
- ③茨木市障害者地域自立支援協議会*の機能強化と連携による支援体制の推進
- ④持続可能なネットワーク体制の再編

施策(2)交流を通じての相互理解の促進

地域共生社会を実現するためには、属性や分野にとらわれない活発な交流が必要です。本市では「共創」によるまちづくりに向け、市民の交流、活動の拠点として、IBALAB@広場、おにくる等の整備を行ってきました。これまで取り組んできた障害当事者同士の交流や、障害のある人とない人の交流を発展させ、これらの新たな公共施設等の活用のほか、より多くの場所で、様々な主体による多様な交流機会を創出することが必要です。

主な取組

- ①障害のある人とない人の交流機会の充実

※障害者地域自立支援協議会：

障害者総合支援法に位置付けられる、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくための協議会。

基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策(1) 地域での包括的な相談支援体制の構築

本市では、これまで基幹相談支援センターや障害者相談支援センター、地区保健福祉センターを整備し、地域での包括的な相談支援体制の充実を図ってきました。

取組が充実する一方で、相談支援に関する各ネットワークでの活動の増加に伴い、障害者相談支援センターの負担が増していることから、将来にわたり持続可能なものとするため、各機能を整理し最適化を図っていく必要があります。

主な取組

- ①「茨木市障害者基幹相談支援センター※」による総合相談支援の推進
- ②障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の最適化

施策(2) 地域での自立した生活への支援

障害者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、介護、訓練、住まいの確保など障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、インフォーマルサービス※など、あらゆる社会資源を最大限に活用することにより、総合的な支援を行う必要があります。

障害者及び障害者を介護する家族の高齢化や、障害者及び家族の就労ニーズの高まりに伴い、障害福祉サービス等の持続可能な提供基盤の確保とともに、社会資源を障害者のニーズに沿って円滑かつ適正に活用する上で、計画的かつ継続的に総合的な支援を行う計画相談支援※の提供基盤の確保は、特に重要な課題となっています。

主な取組

- ①自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施
- ②地域移行・地域定着支援のための体制整備
- ③住まいの確保
- ④地域生活支援拠点等の機能の充実
- ⑤計画相談支援の実施

施策(3) 精神障害者の地域での支援体制の充実

精神障害者(発達障害※・高次脳機能障害※・依存症含む)が地域生活を継続するためには、地域における精神障害への理解と、福祉・医療を始めとした多様な関係機関の密接な連携が重要であり、これらを引き続き推進していく必要があります。

主な取組

- ①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実
- ②精神障害に関する理解促進

※障害者基幹相談支援センター:

総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)や専門相談、権利擁護や虐待防止、また地域の相談支援体制及び成年後見制度利用支援事業を実施する中核的な総合相談支援機関。

※インフォーマルサービス:

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援。家族や近隣、地域社会、NPO、ボランティアなどが行う制度等に基づかない援助活動のこと。

※計画相談支援:

障害福祉サービスの支給決定に必要となる計画案(サービス等利用計画案)の作成、支給決定を受けたサービスその他の支援を記載したサービス等利用計画の実施状況や利用者の状況の変化等に応じた計画の見直し必要性の評価(モニタリング)、関係者との連絡調整などを行う支援。

※発達障害:

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害をいう。それぞれの特性に応じた適切な支援が必要。

※高次脳機能障害:

病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語・思考・記憶・行為・学習・注意等の知的な機能に障害が起こった状態の総称。

施策(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

難病、高次脳機能障害、発達障害については、「外見からは分かりにくい」という特有の事情を抱えており、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が必要です。

主な取組

- ①難病患者・高次脳機能障害・発達障害に対する支援

施策(5)医療的ケア^{*}の必要な障害者、強度行動障害者に対する支援

医療的ケアを必要とする重度障害者や強度行動障害者が利用できるサービス事業所が少ないことが課題になっています。

地域におけるニーズ、事業所における受入状況等の実態を把握し、事業所における専門的な技能を持つ人材の確保・養成、定着に向けた環境づくりを行う必要があります。

主な取組

- ①医療的ケアや強度行動障害者に対する支援体制の改善
- ②医療的ケアや強度行動障害者に適切に対応できる人材の確保

施策(6)保育・教育における支援の充実

発達の遅れや障害の可能性のある乳幼児について、「気づき」が早期支援につながるように、乳幼児健康診査や相談体制を充実させる必要があります。

また、学童保育や保育所等においても、引き続き、障害の有無にかかわらず児童が保育を受けられる体制整備を図る必要があります。

学校卒業後の就労等を見据えた、働く力や生活する力を身に付ける教育や、ライフステージ^{*}に応じた切れ目のない支援の確保が必要です。

医療的ケア児等について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を活用し、幼児期から成人期まで支援が円滑に引き継がれるように、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

主な取組

- ①早期療育の充実
- ②障害児保育の充実
- ③児童発達支援センターを中心とした重層的な障害児支援
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

※医療的ケア：

病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為。平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も喀痰吸引等の5つの特定行為に限り、研修を終了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

※ライフステージ：

人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階。

施策(7)学校教育・社会教育の充実

障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害のある児童・生徒が合理的配慮*の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる環境づくりを推進する必要があります。

また、障害の有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」教育に取り組み、関係機関、関係職種との連携による多様なニーズへの対応、支援学級に在籍する児童・生徒等への支援の充実など、合理的配慮の提供の推進が必要です。

主な取組

- ①障害児教育の充実
- ②障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実
- ③小・中学校における教育相談体制・研修の充実
- ④小・中学校における合理的配慮の充実

※合理的配慮：

障害者がほかの者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

基本目標 3 憩える 参加できる 活躍できる

施策(1) 就労でき、働きつづけられる環境の充実

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であることから、働く意欲がある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、就業先へ、障害者が就労を継続し定着できるように支援する必要があります。雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、障害者の経済的自立を支援します。

また、一般就労が困難な障害者に関しては、障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の改善に取り組める環境づくりを支援するなど、障害者の収入や働きがいの向上に向けた取組が必要です。

主な取組

- ①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進
- ②雇用分野における差別の解消
- ③就労拡大に向けた支援体制の充実
- ④スマイルオフィス※を活用しての就労意欲の向上
- ⑤「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく取組の推進
- ⑥通所施設が行う生産活動、創作活動等の促進
- ⑦働きつづけるための就労相談の充実
- ⑧重度障害者の就労支援

施策(2) 文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

余暇活動の充実、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者自身の生活と社会を豊かなものとします。

障害者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ分野など、様々な社会参加の機会の創出や促進に努め、いきいきと健やかに、楽しみ、活動できる地域づくりをめざします。

主な取組

- ①文化芸術を通じた社会参加の促進
- ②運動・スポーツを通じた社会参加の促進
- ③様々な余暇活動等に参加しやすい環境づくり

※スマイルオフィス：
市が生活困窮者等を直接に短期間雇用し、就労支援を行う、一般就労に向けた取組。

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策(1) 人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

差別のないまちづくりの推進に向け、引き続き「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知・啓発に取り組む必要があります。

とりわけ事業者(福祉事業者、医療機関等も含む)に関しては、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)の改正により、障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、一層啓発に取り組む必要があります。

茨木市障害者差別解消支援協議会の活動等を通じ、地域や各機関の課題や取組の共有、情報発信、個別の相談事案から地域全体の対応力の向上を図る等、障害者への差別が起こらない地域となるように取り組むことが必要です。

主な取組

- ①障害理解の推進と差別の禁止
- ②障害者差別解消に向けての地域全体での対応力向上

施策(2) 虐待防止対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)等の趣旨を踏まえ、関係機関との連携を強化し、障害者等に対する虐待の未然防止に取り組みます。

事業所等に対しては、指導担当課が行う実地指導等を通じて確認を行い、基準を満たしていない場合は改善を求めます。

また、障害特性に応じた適切な支援を行うため、研修を実施するなど、支援体制の確保を図ります。

主な取組

- ①虐待防止及び啓発への取組
- ②虐待対応

施策(3) 権利擁護の推進

意思決定に支障のある障害者に対する、成年後見制度等の利用を引き続き推進します。

また、権利擁護の推進に当たっては、障害者本人に対する意思決定支援(意思を形成及び表明する段階の支援含む)を実施するなど、自己決定を尊重するための取組が必要です。

主な取組

- ①権利擁護の推進
- ②成年後見制度利用の促進(利用支援事業・報酬助成事業)
- ③意思決定支援の促進

施策(4) 障害理解教育の推進

小・中学校における障害への理解を深める学習を促進するとともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流や、学校と地域住民・市民活動団体との交流の促進など、「ともに学び、ともに育つ」教育の環境づくりを推進する必要があります。

また、家庭や地域、保育所、幼稚園においても同様に、環境づくりを進める必要があります。

主な取組

- ①学校等における障害理解教育・学習活動の充実
- ②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

基本目標 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策(1) 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえるとともに、「次なる茨木のためのICTビジョン」に沿って、障害者がICTを活用しながら情報を活用できるように、より効果的な行政情報の発信、行政手続の利便性の向上を図ることと併せ、障害のない人との情報格差(デジタルデバイド)が拡大しないように取り組む必要があります。

このほか、引き続き、障害特性に応じ、多様なコミュニケーション手段の確保や人材育成に取り組む必要があります。

主な取組

- ①情報提供及びコミュニケーションの充実
- ②ICT活用の促進とデジタルデバイド解消
- ③多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成
- ④障害福祉サービス等の利用者の選択に資する情報提供

施策(2) 安全・安心に暮らせるまちづくり

茨木市バリアフリー基本構想の基本理念の実現に向け、市民等との協働により、施設のバリアフリー化、市民の心のバリアフリー化等を推進します。

主な取組

- ①まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※等の推進

施策(3) 防災の推進

茨木市地域防災計画に基づき、災害時における要配慮者※への多様できめ細かな情報の発信、避難行動要支援者への対策や、個別避難計画※の作成、福祉避難所の体制整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所において作成される業務継続計画や、水防法に基づく避難確保計画による避難訓練や研修等が適切に行われ、災害時の障害者の安全確保、避難及び生活の復旧に向けた支援が、適切に実施される必要があります。

主な取組

- ①要配慮者の特性に応じた災害時の情報提供体制の充実
- ②個別避難計画による障害者の避難支援
- ③一般避難所における福祉ニーズへの対応
- ④福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

※ユニバーサルデザイン:

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン。

※要配慮者:

高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に特に配慮を要する者。

※個別避難計画:

災害時避難行動要支援者名簿への登録者について、災害時の避難先、避難方法、避難支援を行う人等をあらかじめ個別に決めておく計画。

基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

施策(1) 障害者制度の適正運営

障害者の地域生活を支えていくためには、障害者の地域生活を支える人的資源やサービス基盤など、社会資源がいずれも有限であることを踏まえ、制度を公正かつ適正に運営し、持続可能なものとする必要があります。

障害者の希望する生活の実現に当たっては、適正な公的サービスの利用と併せ、インフォーマルサービスなどの地域の社会資源を最大限活用することで最大の効果が得られるように努めるなど、持続可能な制度運営を行います。

主な取組

- ① 持続可能な障害福祉サービス制度の運営
- ② 請求情報の点検による給付の適正化
- ③ 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定

施策(2) 持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

障害福祉サービス事業所による法令順守の取組が徹底されることにより、虐待などの不適切な利用者対応や報酬請求などを防止し、適正な運営体制を確保することが、市民による障害福祉サービス制度への信頼の基盤となります。

持続可能なサービス提供基盤を維持する上で、各障害福祉サービス事業所での慢性的な人材不足も課題となっています。人材の確保、定着に向け、事業所による人材育成の体制作り、利用者等からのハラスメント※対応や労働法規を順守した働きやすい環境づくり等を進めるとともに、事務効率化、事業所間の連携・学びの共有などの事業所間における相互協力を促進することがより重要となっていくと考えられます。

主な取組

- ① 障害福祉サービス事業所への指導・監査
- ② サービス提供従業者の確保・事務効率化
- ③ 障害福祉サービス事業所等における人材育成の促進

施策(3) 市立障害者施設のあり方の検討

市の公共施設等に関しては、老朽化が進行する中、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えた、中長期的な視点を持って効率的で効果的な公共施設等の保全・更新等を行い、複合化・多機能化、統廃合等を含めた時代の要請に応じる見直しを推進する必要があります。

かしの木園、ともしび園、ハートフルについては、平成25年(2013年)4月から指定管理者制度※を導入し、令和5年(2023年)からは、第3期目の指定管理期間に入っています。

制度導入時から10余年が経過し、その間、社会資源や利用者ニーズ、関係法の改正など社会情勢は変化していることから、今後も市が果たすべき役割を継続的に担えるように、それぞれの施設の役割を検討する必要があります。

主な取組

- ① 市立障害者施設のあり方の検討

※ハラスメント:

他者に対する発言・行動等が、本人の意思とは関係なく相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることを示す。ハラスメントには様々な種類があるが、職場においてはセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどがよく問題になる。

※指定管理者制度:

「公の施設」について、地方自治体が条例の整備を行い、法人その他の団体(民間事業者を含む。)を議決を経て指定することで、その管理を行わせることができる制度。

障害福祉計画(第7期)

■第7期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害者総合支援法に基づく国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び大阪府の「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえた上で、本市の「茨木市総合保健福祉計画」の基本理念に則り、本市の実情を勘案して、令和8年度(2026年度)末を目標年度とする数値目標を設定します。

国及び大阪府が新たに設定した項目並びに本市の実情に応じた項目を設定し、持続可能性を考慮したサービス提供体制の確保に向けて取り組めます。

■障害福祉計画の成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 地域生活移行者数

■地域生活移行者数の目標値

令和4年度(2022年度)末 施設入所者数	令和8年度(2026年度)末 地域生活移行者数
129人	8人 移行率6%以上

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末時点で令和4年度(2022年度)末の施設入所者の6%以上

イ 施設入所者の削減数

■施設入所者の削減数の目標値

令和4年度(2022年度)末 施設入所者数	令和8年度(2026年度)末 施設入所者の削減数
129人	削減数3人 削減率1.7%以上 施設入所者数 126人

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末時点で令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上削減

*大阪府の考え方:令和8年度(2026年度)末時点で令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の1.7%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

■精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値

令和8年(2026年)6月末時点 精神病床における1年以上の長期入院患者数
315人

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定

*大阪府の考え方:令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人(大阪府全体の目標値)を令和3年(2021年)6月末時点の大阪府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値(65歳以上と65歳未満は区別しない)

※地域包括ケアシステム:

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

③地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の機能の充実

■ 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を、それぞれ年1回以上実施し、茨木市障害者地域自立支援協議会に報告する。

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

イ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

■ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の目標値

令和8年度(2026年度)末 強度行動障害を有する者に対する支援体制に関する目標
・強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報提供する。
・調査結果を総合保健福祉審議会*障害者施策推進分科会及び茨木市障害者地域自立支援協議会にそれぞれ報告する。

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

■ 福祉施設から一般就労への移行の目標値

令和3年度(2021年度) 一般就労への移行者数	令和8年度(2026年度)中 一般就労への移行者数	
全体59人 ※自立訓練1人含む	全体77人	令和3年度(2021年度)対比 全体1.28倍以上
就労移行支援 43人	就労移行支援 57人	就労移行支援 1.31倍以上
就労継続支援A型 10人	就労継続支援A型 13人	就労継続支援A型 1.29倍以上
就労継続支援B型 5人	就労継続支援B型 7人	就労継続支援B型 1.28倍以上

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上

■ 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が6割以上

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上

*大阪府の考え方:令和8年度(2026年度)末の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上

※総合保健福祉審議会:

保健福祉に係る総合的な施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務を担う審議会。審議を分掌させるため、「地域福祉推進分科会」「高齢者施策推進分科会」「障害者施策推進分科会」「健康医療推進分科会」の4つの分科会を設けている。

イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

■ 就労定着支援事業の利用者数の目標値

令和3年度(2021年度)末 就労定着支援事業の利用者数	令和8年度(2026年度)末 就労定着支援事業の利用者数	
47人	67人	1.41倍以上

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とする。

■ 就労定着率の目標値

令和8年度(2026年度) 就労定着率の目標
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

■ 就労支援のネットワーク強化の目標値

令和8年度(2026年度) 就労支援のネットワーク強化のための取組
茨木市障害者地域自立支援協議会「就労支援部会」及び茨木市立障害者就労支援センターかしの木園それぞれにおいて、ハローワーク [※] 及び障害者就業・生活支援センター [※] の助言や協力を得て、障害の理解又は障害者の就労及び定着に資する複数企業との関係づくり又は連携強化の取組を年1回以上実施する。

*令和8年度(2026年度)末の国・大阪府の目標:地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。

ウ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

■ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標値

令和8年度(2026年度) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
13,681円

*大阪府の考え方:令和3年度(2021年度)工賃実績に基づいて、各市町村において工賃平均額の令和8年度(2026年度)の目標値を設定

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

令和8年度(2026年度)末 相談支援体制の充実・強化等の取組
・市内の相談支援事業所を対象とした事例検討会を年1回以上実施する。
・市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を年1回以上実施する。
・茨木市障害者地域自立支援協議会の各部会、各プロジェクトチームにおいて、地域サービス基盤の開発・改善等に関する活動の成果等を令和8年度(2026年度)までに1回以上報告する。

*国・大阪府の基本指針等:令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。また、令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。

※ハローワーク:

求人募集や求職の相談支援など雇用に関する総合的な行政サービスを行う公的機関。

※障害者就業・生活支援センター:

障害者の職業的自立を実現するため、就職や職場適応などの就業面での支援及び日常生活などに関する支援を身近な地域で関係機関との連携を図りつつ、一体的に提供する機関。

⑥計画相談支援体制の充実

■計画相談支援体制の充実に関する目標値

令和8年度(2026年度)末 計画相談支援体制の充実に関する目標
・計画相談支援の利用率 50%
・計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数 31人

*本市の独自設定項目

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値

令和8年度(2026年度)末 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
ア 障害福祉サービス事業所等への実地指導を年120件以上実施する。
イ 障害福祉サービス事業所等への集団指導を年1回実施する。
ウ 障害福祉サービス事業者を対象とし、障害者計画又は障害福祉計画に記載した課題(意思決定支援、虐待防止、医療的ケア、強度行動障害者への支援等障害者の地域生活の持続可能性又は利用者によるハラスメント防止、事務効率化等サービス提供体制の持続可能性の確保・向上に資するもの)を主題とした研修について、市、ハートフル、茨木市障害者地域自立支援協議会のいずれかを主体として年1回以上実施する。
エ 障害福祉サービス事業者又はそのグループにおいて、ウに掲げる内容の研修が行われるように促し、その実施状況を把握する。

*国の基本指針:令和8年度(2026年度)末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

*大阪府の考え方:不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

■ 自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆ サービスを必要とする障害者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、真に必要なサービス種別及び量の適正な支給決定に努めます。
- ◆ 市広報誌やホームページ、「障害者のてびき」などを通じて利用者に対してサービスの周知を図ります。
- ◆ 就労系サービスについては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)に基づく支援制度やハローワーク・障害者就業・生活支援センター等を通じた支援なども含め、障害者の状況に応じ適切な支援制度が選択・利用できるような必要な情報提供と援助を行います。
- ◆ 就労系サービスを利用し一般就労へ移行された方に対し、企業等での就労が継続できるように、必要に応じてジョブコーチ^{*}利用の勧奨や就労定着支援の支給決定を行うなど、本市の障害者が働き続けることができるように支援します。
- ◆ 短期入所、生活介護、共同生活援助(グループホーム)の市内における地域資源の整備促進については、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者に対する支援体制を考慮し方法を検討します。なお、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害者に適切な支援ができる人材を確保するため、地域生活支援拠点等の機能等を活用し、障害福祉サービス事業所における専門的な人材の確保・養成に努めます。
- ◆ 共同生活援助(グループホーム)については、利用者が地域との関わりを持って、安心して生活を送るため、市内における社会資源の整備促進を図ります。
- ◆ 自立生活援助については、ニーズの把握に努めます。
- ◆ 計画相談支援については、現状の活動指標における見込量では令和8年度(2026年度)末までに、計画相談支援の利用率50%とする成果目標は達成できないため、引き続き利用率向上の方法を検討していく必要があります。また、個別支援の質の向上や、地域での人材育成の必要性から、主任相談支援専門員の確保を促進します。
- ◆ 地域移行、地域定着支援については、自立支援協議会との連携を強化し、インフォーマルサービスを含めた総合的な支援が受けられるように、地域移行等にかかる相談支援体制の充実に努めるとともに、過去の実績からは利用が見込まれないため、個別の地域生活移行の援助事例において制度の周知・利用勧奨を行います。

※ジョブコーチ:

障害者雇用促進法に定める所定の養成研修を受けた職場適応援助者のこと。障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に向いて障害特性を踏まえた専門的支援を行うなど、障害者の職場適応を図る。地域障害者職業センターに配置されるもののほか、障害者の就労支援を行う社会福祉法人等や、障害者を雇用する企業に雇用されるものがある。

ア 訪問系サービス

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
居宅介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	194	204	214	
		知的障害者	114	119	125	
		精神障害者	265	278	292	
		障害児	32	34	35	
		合 計	605	635	666	
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	7,328	8,061	8,867	
		知的障害者	1,140	1,197	1,257	
		精神障害者	3,241	3,403	3,574	
		障害児	440	462	485	
		合 計	12,149	13,123	14,183	
重度訪問介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	21	22	22	
		知的障害者	3	3	3	
		精神障害者	1	1	1	
		合 計	25	26	26	
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	7,814	7,892	7,971	
		知的障害者	996	996	996	
		精神障害者	68	72	75	
		合 計	8,878	8,960	9,042	
	同行援護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	68	69	70
			障害児	1	1	1
合 計			69	70	71	
月平均利用時間総数 【人時間/月】		身体障害者	1,802	1,830	1,859	
		障害児	33	35	36	
		合 計	1,835	1,865	1,895	
行動援護	月平均利用者数 【人/月】	知的障害者	3	3	4	
		精神障害者	1	1	1	
		障害児	0	0	0	
		合 計	4	4	5	
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	知的障害者	143	150	158	
		精神障害者	31	31	31	
		障害児	0	0	0	
		合 計	174	181	189	
重度障害者等 包括支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0	
		知的障害者	0	0	0	
		精神障害者	0	0	0	
		障害児	0	0	0	
		合 計	0	0	0	
	月平均利用時間総数 【人時間/月】	身体障害者	0	0	0	
		知的障害者	0	0	0	
		精神障害者	0	0	0	
		障害児	0	0	0	
		合 計	0	0	0	

イ 短期入所

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	43	45	47
		知的障害者	117	123	129
		精神障害者	7	7	7
		障害児	36	38	40
		合 計	203	213	223
	月平均利用日数(泊数) 総数 【人日/月】	身体障害者	234	245	258
		知的障害者	528	555	582
		精神障害者	30	31	33
		障害児	127	133	140
		合 計	919	964	1,013



ウ 日中活動系サービス

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	147	151	156
		知的障害者	434	440	446
		精神障害者	50	52	55
		合計	631	643	657
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	2,495	2,568	2,642
		知的障害者	8,447	8,599	8,754
		精神障害者	668	735	808
		合計	11,610	11,902	12,204
定員数【人】			926	972	1,021
自立訓練 (機能訓練)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	5	5	6
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	51	53	55
	定員数【人】			0	0
自立訓練 (生活訓練)	月平均利用者数 【人/月】	知的障害者	19	21	23
		精神障害者	6	6	6
		合計	25	27	29
	月平均利用日数総数 【人日/月】	知的障害者	321	353	388
		精神障害者	54	55	55
		合計	375	408	443
定員数【人】			18	19	19
就労選択支援*	月平均利用者数【人/月】		—	139	277
就労移行支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	7	7	7
		知的障害者	25	27	28
		精神障害者	88	93	97
		合計	120	127	132
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	126	132	139
		知的障害者	410	428	446
		精神障害者	1,474	1,548	1,625
		合計	2,010	2,108	2,210
定員数【人】			105	110	115
就労継続支援 (A型)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	33	35	36
		知的障害者	69	76	83
		精神障害者	99	104	109
		合計	201	215	228
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	680	748	823
		知的障害者	1,268	1,395	1,534
		精神障害者	1,732	1,819	1,910
		合計	3,680	3,962	4,267
定員数【人】			260	286	315
就労継続支援 (B型)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	86	95	104
		知的障害者	303	317	331
		精神障害者	189	208	228
		合計	578	620	663
	月平均利用日数総数 【人日/月】	身体障害者	1,410	1,551	1,706
		知的障害者	5,380	5,598	5,825
		精神障害者	2,571	2,828	3,111
		合計	9,361	9,977	10,642
定員数【人】			875	1,007	1,158
就労定着支援	月平均利用者数【人/月】		57	59	61
	市内指定事業所数【箇所】		6	7	7
療養介護	月平均利用者数【人/月】		25	27	28

*令和7年度(2025年度)10月からの事業実施を見込み算出

エ 居住系サービス

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		合 計	0	0	0
	定員数【人】	0	0	0	
共同生活援助 (グループホーム)	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	18	20	22
		知的障害者	288	302	317
		精神障害者	68	75	82
		合 計	374	397	421
	定員数【人】*	439	483	531	
施設入所支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	32	32	32
		知的障害者	99	100	102
		精神障害者	4	5	5
		合 計	135	137	139

*本市が指定している事業所の定員数とし従たる住居が市外にあるものを含みます。

オ 地域生活支援拠点等

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の 設置	拠点等の設置箇所数 【各年度末】	1	1	1
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数 【各年度末】	5	5	5
地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数 【回/年】	2	2	2

*地域生活支援拠点等の設置について、本市は面的整備により設置しています。

カ 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	190	199	208
		知的障害者	462	485	509
		精神障害者	236	246	257
		障害児	2	2	2
		合 計	890	932	976
地域移行支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		合 計	0	0	0
地域定着支援	月平均利用者数 【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		合 計	0	0	0

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

◆ 自立支援協議会との連携強化を図るとともに、持続可能な運営体制も踏まえ、実施します。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数 【回/年】	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数 【人/年】	30	30	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間目標設定及び評価の実施回数 【回/年】	3	3	3



■ 相談支援体制の充実・強化のための取組に関する見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

◆ 自立支援協議会との連携強化を図るとともに、持続可能な運営体制も踏まえ、実施します。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数【件/年】	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数【件/年】	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数【回/年】	48	48	48
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数【回/年】	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	2	2	2
茨木市障害者地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数(頻度)【回/年】	1	1	1
	参加事業者・機関数【社/年】	10	10	10
茨木市障害者地域自立支援協議会の専門部会の設置	設置数	5	5	5
	実施回数(頻度)【回/年】	20	20	20

■ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、大阪府等の実施する各種研修等へ積極的に参加します。
- ◆「障害者自立支援審査支払等システム[※]による審査結果の共有」については、障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求(エラー)の多い項目について、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い不正請求等の未然防止に向けた取組を実施します。
- ◆「障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」については、大阪府で設置されている「指定・指導業務に関する調整会議」にて、大阪府内の指定権限を有する市町村等と情報共有を行うとともに、課題の対応策を協議することや関係する市町村等と連携を図ります。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	年間参加人数 【人/年】	51	51	51
	体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有	年間実施回数 【回/年】	13	13	13
	体制の有無	有	有	有
障害福祉サービス事業所等に 対する指導監査の結果の共有	年間実施回数 【回/年】	2	2	2
	体制の有無	有	有	有

※障害者自立支援審査支払等システム：
市町村が障害福祉サービス受給者のサービス利用に係る審査、認定等の事務を行うためのシステム。

■ 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

見込み量確保のための方策

- ◆市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。
- ◆理解促進研修・啓発事業については、引き続き、啓発イベント等の実施、促進に努めます。
- ◆相談支援事業については、各々の役割について確認・整理を行うとともに、重層的支援体制における位置付けや業務の効率化と効果性も踏まえ、相談支援体制の確保に努めます。
- ◆基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業所との適切な役割分担のもと、連携を図りながら、効率的かつ効果的な相談支援体制の確保や相談支援従事者の質の向上に努めます。
- ◆成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、対象となる利用者の把握に努めるとともに制度の周知を図り、利用促進に努めます。
- ◆意思疎通支援事業については、登録手話通訳者[※]の研修等を実施し、資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。
- ◆日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズの把握による品目の見直しを適時検討するとともに、適正な給付に努めます。
- ◆移動支援事業については、研修等を実施し、移動支援についての人材育成に努めます。
- ◆地域活動支援センターについては、活用できる他施策による日中活動場所や居場所の整備状況や利用状況及び重層的支援体制における位置付けを考慮した事業のあり方について検討し、障害者のニーズの動向に沿った効率的かつ効果的な事業となるように努めます。
- ◆日帰りショートステイ事業(日中一時支援事業)等については、事業者へ働きかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

※手話通訳者：

大阪府が実施する登録試験に合格し、聴覚障害者等に、特に専門性の高い手話通訳を行う人。更に専門的な知識、技術を有する手話通訳者として手話通訳士(厚生労働省認定資格)がある。

ア 理解促進研修・啓発事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

ウ 相談支援事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	10	10	10
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

エ 成年後見制度利用支援事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	12	11	11
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

オ 意思疎通支援事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	2,457	2,566	2,679
	時間数	1,624	1,695	1,769
要約筆記者*派遣事業	年間利用件数	21	23	25
	時間数	236	259	281
手話通訳者設置事業	年間設置者数	5	5	5

※要約筆記者：

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者等に要約筆記を行う人。要約筆記は聴覚障害者のために意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんでそれを筆記して聴覚障害者等に伝達するもの。

カ 日常生活用具給付等事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件	24	25	26
自立生活支援用具	件	74	78	81
在宅療養等支援用具	件	48	48	48
情報・意思疎通支援用具	件	61	64	67
排泄管理支援用具	件	7,834	8,226	8,637
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	8	8	9

キ 手話奉仕員※養成研修事業

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業	年間養成講習 修了者数	60	60	60

*数値は年間の養成研修修了者数

ク 移動支援事業

サービス種別	単位	障害種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	年間利用者数	身体障害者	91	100	110
		知的障害者	328	361	397
		精神障害者	91	100	110
		障害児	48	53	59
		合計	558	614	676
	年間延べ利用 時間数	身体障害者	17,111	17,966	18,865
		知的障害者	58,266	61,179	64,238
		精神障害者	14,232	14,944	15,691
		障害児	5,257	5,520	5,796
		合計	94,866	99,609	104,590

ケ 地域活動支援センター

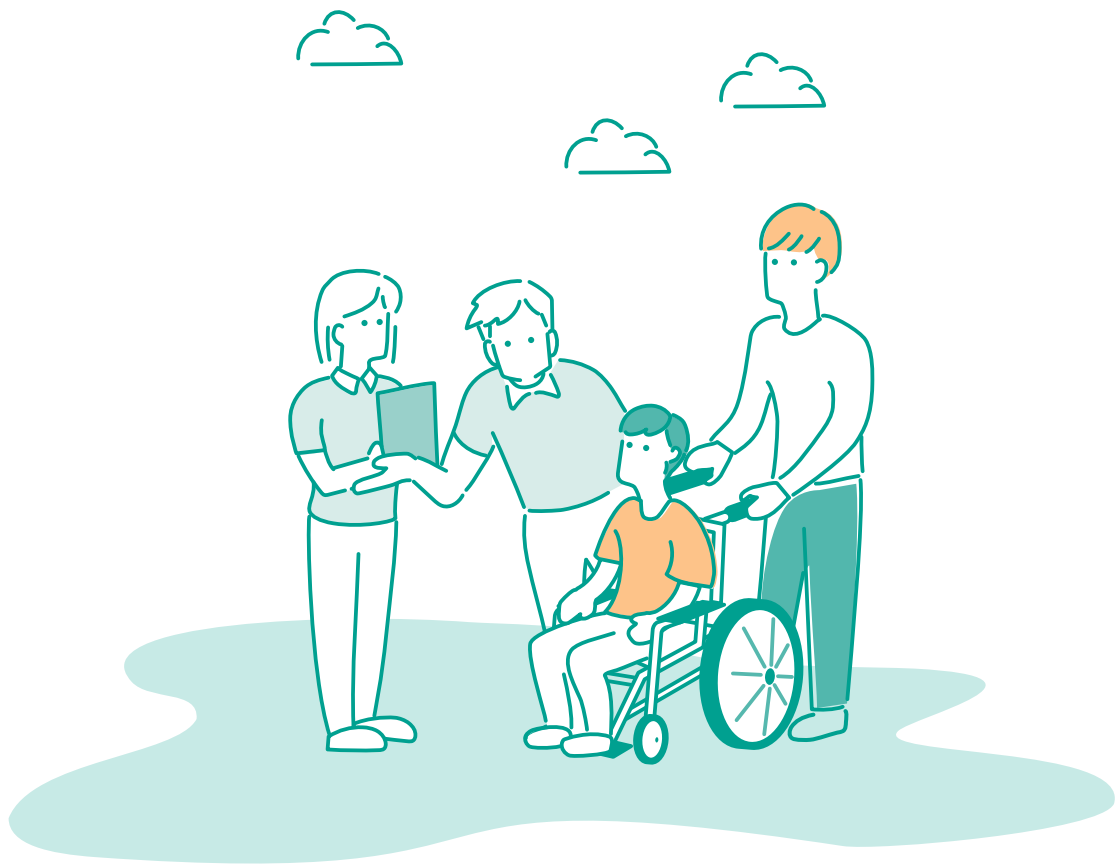
サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1
	年間利用者数	168	176	185
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	1	1	1
	年間利用者数	25	22	20
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1
	年間利用者数	10	10	10

※手話奉仕員：
所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者等に手話通訳を行う人。

コ その他の事業(任意事業)

サービス種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス事業	年間 利用者数	6	6	7
日帰りショートステイ事業(日中一時 支援事業)	年間 利用者数	110	111	112
	人日	124	126	127

*第6期計画(令和5年度(2023年度))までは延べ人数を計上していましたが、第7期計画(令和6年度(2024年度))より実人数の件数で計上しています。



障害児福祉計画(第3期)

■第3期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害児支援の提供体制の確保に当たっては、第2期計画での5つの基本的考え方を継承した取組を実施します。

- 重層的な地域支援体制の構築
- 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)^{*}の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 障害児相談支援の提供体制の確保

■障害児福祉計画の成果目標

①児童発達支援センター(地域の障害児の発達支援において中核的な役割を担う機関)

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援センター	か所	2	2	2

②保育所等訪問支援(保育所等の施設に通う児童が集団生活に適応するための専門的な支援)

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	5	6	6

③医療的ニーズへの対応

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	か所	5	5	6
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	7	7	8

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関の協議の場	か所	1	1	1

⑤医療的ケア児等コーディネーター^{*}の配置

サービス等種別			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	福祉関係	人	1	1	1
	医療関係	人	1	1	1

^{*}包容(インクルージョン):
すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み支え合うこと。
^{*}医療的ケア児等コーディネーター:
医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関と連携し、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。

■ 障害児通所支援等の必要量の見込みと確保の方策

① 障害児通所支援

見込み量確保のための方策

- ◆ 障害児通所支援の提供体制が充実するように、障害児の多様なニーズに対応できる、総合的な支援を提供する事業者の参入促進を図ります。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児や著しい行動障害のある児童を支援する事業所など特別なニーズに対応する事業所の参入を促進するため、関係機関との連携を通して、課題の把握等に努めながら、市内事業所の一層の充実を図ります。
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援については、市内にはまだこのサービスを実施できる事業所が少ないことから、提供体制の確保に努める必要があります。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人	730	790	850
	人日	3,650	3,940	4,250
放課後等デイサービス	人	1,910	2,150	2,420
	人日	9,070	9,980	10,980
保育所等訪問支援	人	49	64	84
	回	49	64	84
居宅訪問型児童発達支援	人	2	2	2
	回	5	5	5

*数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

*「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

② 障害児相談支援

見込み量確保のための方策

- ◆ 必要とする利用者にサービス提供ができるよう、相談支援専門員の確保を図ります。
- ◆ 基幹相談支援センターや児童発達支援センター等を通じ、障害児相談支援を担う事業所へのスキルアップや運営面での支援に努めます。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児相談支援	人	108	117	127

*障害児相談支援は1か月当たりの利用人員(モニタリング含む)

③発達障害児等に対する支援

見込み量確保のための方策

- ◆ペアレントプログラム^{*}等は、少人数で実施することがより効果的であることから、市が直接実施することに加え、障害児支援の重要な担い手である障害児通所支援事業所においても、ペアレントプログラム等を実施できる体制を整えるため、事業所への支援に努めます。
- ◆ピアサポート活動^{*}については、保護者にとって身近な存在であるほど、共感も得やすいことから、障害児支援の重要な担い手である障害児通所支援事業所等においても、同様の取組を進めてもらうように働きかけ、必要に応じて企画を共に考えるなど実施する事業所への支援に努めます。

ア ペアレントトレーニング^{*}やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人/年	16	24	32
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	人/年	5	5	10

イ ピアサポート活動への参加人数

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ピアサポート活動への参加人数	人/年	2	2	2

④地域生活支援事業(障害児通学支援)

見込み量確保のための方策

- ◆実施事業所が少ないため、引き続きサービスの周知を進めることで事業の実施を促し、必要となった利用者のニーズに対応できる体制の構築をめざします。

サービス等種別		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児通学支援	人	9	10	11
	時間	680	755	830

*上段は月当たりの平均利用者数、下段は年間延べ利用時間数

※ペアレントプログラム:

保護者や養育者が、子育てに不安を感じた段階において、最初のステップとして取り組めるように開発されたプログラム。「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つを目的に、こどもや自分自身について「行動」でとらえ、ネガティブな考え方からポジティブな考え方に変わっていくためのプログラム。

※ピアサポート活動:

ピアとは、仲間、同輩、対等者という意味で、同じ立場や課題を経験してきたことをいかにして仲間として支える活動。

※ペアレントトレーニング:

保護者や養育者が、行動理論(応用行動分析)に基づき、こどもの活動について、グループワークなどを通して学ぶプログラム。こどもの行動変容を目的として、ほめ方や伝え方、環境調整の仕方など具体的な養育のスキルを学ぶ。

切れ目のない支援のために

いばらきっ子ファイル*をご活用ください

たとえばこんなときに

- ・福祉サービスを利用し、支援者が増えてきたので、様子を共有したい！
- ・今までの支援を聞かれたときにこたえられるようにしたい！
- ・こどものことをどうやって伝えたらよいのか困る。

この1冊でこどもの基本的な情報を支援者に伝えやすくなります!!

サポート編：

こどもが生まれてからの成長発達の様子その他、専門的な助言や検査の結果などについても記録するもの



プロフィール編：

初めて接する人にこどもの特性や接し方について知ってもらうための情報を記載するもの

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年(1966年)11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画(第3次) 分野別計画

障害者計画(第5次)
障害福祉計画(第7期)
障害児福祉計画(第3期)
【概要版】

令和6年(2024年)3月

発行: 茨木市

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-622-8121(代表)

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。

リサイクル適性[®]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。